

亀山市障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業補助金について

(制度のご案内)

1 概要

原油価格や物価高騰の影響を受けている、障がい福祉サービスを提供する市内の事業所に対し、電気料金、ガス料金、車両燃料費及び食材費の経費の一部を補助することで、施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な障がい福祉サービスの提供を支援します。

2 対象事業所

次のサービスを提供する市内の事業所とします。

区分	提供しているサービス
①入所系	共同生活援助、短期入所
②通所系	生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス
③訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援

3 対象となる経費・補助額

- ・令和4年7月から令和5年3月までの電気料金・ガス料金・食材費
- ・令和4年10月から令和5年3月までの車両燃料費（ガソリン代）

} に対して

事業所で提供しているサービスの区分に応じて、次の算定式により計算した額を補助します。

区分	対象経費	補助額の算定式
①入所系	電気料金	$1,000 \text{ 円} \times (\text{令和4年7月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数}) \times \text{指定を受けているサービスの定員数}$
	ガス料金	$125 \text{ 円} \times (\text{令和4年7月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数}) \times \text{指定を受けているサービスの定員数}$
	車両燃料費 (ガソリン代)	$500 \text{ 円} \times (\text{令和4年10月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数}) \times \text{車両の台数}$
	食材費(短期入所のみ)	$750 \text{ 円} \times (\text{令和4年7月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数}) \times \text{指定を受けているサービスの定員数}$
②通所系	電気料金	$600 \text{ 円} \times (\text{令和4年7月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数}) \times \text{指定を受けているサービスの定員数}$
	ガス料金	$85 \text{ 円} \times (\text{令和4年7月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数}) \times \text{指定を受けているサービスの定員数}$
	車両燃料費 (ガソリン代)	$1,250 \text{ 円} \times (\text{令和4年10月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数}) \times \text{車両の台数}$
③訪問系	電気料金	$7,500 \text{ 円} \times (\text{令和4年7月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数})$
	ガス料金	$950 \text{ 円} \times (\text{令和4年7月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数})$
	車両燃料費 (ガソリン代)	$500 \text{ 円} \times (\text{令和4年10月} \sim \text{令和5年3月のサービス提供月数}) \times \text{車両の台数}$

※対象となる経費は、サービスを提供した月に要したものに限り、(電気・ガス料金・食材費：最大9か月、ガソリン代：最大6か月) また、補助の申請時点から令和5年3月31日までの間のサービスについては、引き続きサービスを提供することを誓約していただき、対象とします。

※1つの事業所で複数のサービスを提供している場合は、各サービスにかかる経費を対象としますので、事業所で申請をまとめてください。また、複数の事業所を運営している法人は、各事業所分をまとめて申請してください。

※1つの事業所又は法人内で、複数のサービスに使用している車両については、最も使用頻度が高いサービスにかかる経費で計上し、複数の事業所で共用している車両については、最も使用頻度が高い事業所における経費で計上してください。

※電気料金等の経費が、亀山市が国の交付金を活用して実施する他の支援制度等に基づく助成金、補助金等の交付対象となる場合は、申請できません。

4 申請手続

(1) 提出書類

- ①障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業補助金交付申請(請求)書(様式第1号)
- ②障がい福祉サービス施設物価高騰対策事業補助金交付申請内訳書(様式第2号)
- ③誓約書(様式第3号)
- ④振込口座及び口座名義人が分かる通帳等の写し

※①～③の書類様式は、ホームページからダウンロードできます。

(2) 提出期限等

- ・提出期限は、令和5年2月28日(火)です。※郵送の場合は2/28当日消印有効です。
- ・提出先は、〒519-0164 亀山市羽若町545番地 亀山市 障がい者支援グループです。
郵送または、亀山市総合保健福祉センター(あいあい)の5番窓口にご持参をお願いします。

(3) 申請後の流れ

- ①提出していただいた申請内容について確認をさせていただきます。必要な場合は、電話等でお問い合わせをさせていただきますことがあります。



- ②確認後、補助金交付決定通知書を送付し、ご指定の口座に補助金を振り込みます。
(振込時期は、補助金交付決定通知書を送付してから約2週間後となります。)

【本制度に対するお問い合わせ先】

補助金の申請などに当たり、ご不明な点があれば遠慮なくご連絡ください。

亀山市健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ
電話番号 0595-84-3313、ファックス 0595-82-8180
メール shogaishashien@city.kameyama.mie.jp